

Rokin Information

ふれ愛定期預金

(2025年4月1日現在)

1. 商 品 名		ふれ愛定期預金
2. ご利用いただける方		・個人のお客さまで当金庫に年金(公的年金、企業年金)の受取口座を指定または新規・変更手続を済まされた方
		※当金庫において判定可能なご契約に限ります。
		※ATM・インターネットバンキングでのお預け入れは対象外となります。
		※企業年金一時金は対象外となります。
		※新たに当金庫で年金をお受け取りになる方は、「年金請求書」「裁定請求 書」「年金受給権者受取機関変更届」等をご提示ください。
		※既に当金庫で年金をお受け取り中の方は年金証書等をご提示ください。
3. 期 間		・1年
		・預入時のお申し出により、自動継続(元金継続)のお取り扱いができます。
		自動継続後の利率については、満期日(継続日)時点でご利用いただける方の 条件を満たしている場合は、引き続き「ふれ愛定期預金」として継続時点に おける「ふれ愛定期預金」の利率を適用します。ただし、満期日(継続日) 時点に「ふれ愛定期預金」のお預け入れ条件を満たさない場合は、通常金利 とさせていただきます。
4. お預け入れ		
	(1)お預け入れ方法	・一括してお預け入れいただきます。
	(2)お預け入れ金額	・お一人さま2,000万円まで(限度額以内での複数お預け入れも可)
		スーパー定期 1円以上1,000万円未満(1円単位)
		自由金利型定期預金 (大口定期預金) 1,000万円以上2,000万円まで(1円単位)
5. 払い戻し方法		・満期日以後に元金とお利息を払い戻しいたします。
6. 利	息	
	(1)適用金利	・お預け入れ時もしくは自動継続時の預入期間1年のスーパー定期または自由金利型定期預金(大口定期預金)の店頭表示金利に年0.10%(*)上乗せした金利を満期時まで適用します。 *上乗せ金利適用期間は2025年4月1日から2026年3月31日までで、以降は変更することがあります。
	(2)利払い方法	・満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・自動継続の場合のお利息は、ご指定の普通預金口座にご入金いたします。
	(3)計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。

7. 税 金	20.315%の源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%)
11. 1/L <u>12.</u>	*復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日 までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となり ます。
	*マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。
8. 手 数 料	
9. 付加できる特約条項	
当座貸越	・自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合 口座の普通預金口座からの貸越(残高がマイナスになること。当座貸越とい います。)を利用することができます。
	・総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額(エース預金もご利用の場合は合算します)の90%(千円未満切り捨て)または300万円のうちいずれか少ない金額とします。
	・貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率となります。なお担保預金が複数ある場合は定期預金利率の低い方から適用されます。
10. 満期日前解約(中途解約)の取り扱い	・満期日前に解約(中途解約)する場合は、次の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻しいたします。
May VAN DIXX	①中途解約日までの預入期間が6か月未満
	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低 い利率
	②中途解約日までの預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×50%
11. 預金保険制度	・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内(1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息)で保護されます。
12. 金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧いただくか、窓口にお問い合わせください。
	【中央労働金庫ホームページ <u>https://chuo.rokin.com</u> 】
13. 苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い	
合わせ)	【お問合わせ窓口:お客様相談デスク】 0120-86-6956 受付時間 平日 午前9時~午後6時
	【苦情相談窓口:お客様サポート】 0120-851-581 受付時間 平日 午前9時~午後5時
	なお、当金庫の相談・苦情等への対応については、「相談・苦情等に対する 取組の概要」を公表しておりますので、窓口にてお申し付けいただくか、当 金庫ホームページをご覧ください。
14. 紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談し	・東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲 裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:
たい場合)	03-3581-2249) で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望される お客様は、上記当金庫「お客様サポート」または下記ろうきん相談所にお問い
	合わせください。 ・また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の 弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地
	調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあ

	ります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫「お客様サポート」またはろうき ん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時~午後5時
15. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率により 計算します。
	・一部払い戻しはお取り扱いできません。

中央労働金庫